# 給与所得控除・ 特定支出控除の改正

# □給与所得控除の改正

平成24年度税制改正によって、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円とすることとされました。

この給与所得控除の見直しに伴い、給与所得 の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)、賞与に 対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整 等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 について、改正が行われました。

### 適用関係

給与所得控除の改正は、平成25年分以後の所 得税について適用されます。

なお、源泉徴収税額表については、復興特別 所得税の創設による改正も含めて、平成25年1 月1日以後に支払うべき給与等について適用さ れます。

#### □給与所得者の特定支出控除

給与所得者が、特定支出をした場合において、 その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控 除額を超えるときは、給与等の収入金額から給 与所得控除額を控除した残額からその超える部 分の金額を控除した金額を、給与所得の金額と することができることとされています。

#### □特定支出とは

特定支出とは、次に掲げる支出をいいますが、 給与等の支払者から補てんされ、かつ、その補 てん部分について所得税が課されない場合には、 その補てんされる部分は除くこととされていま す。

また、いずれもその者の職務の遂行に直接必要なもの等として、給与等の支払者により証明がなされたものに限られます。

- ① 通勤費
- ② 転任旅費
- ③ 研修費(資格取得費を除きます)
- ④ 資格取得費(弁護士、税理士などの資格を除 きます)



○割れ窓の理論。ビルの窓ガラスが1 枚割れたままになっていると、管理 人はいないと考え、住民は近づかず、 犯罪者が住み着き、ついには荒れ放 題の無法地帯になるという理論です。 これを実践したのがニューヨークの ジュリアーニ市長。私服警官を使っ て地下鉄の無賃乗車を徹底的に締め 出した。彼らは凶器や麻薬の所持者 が多く、摘発により犯罪は半減した。



⑤ 単身赴任者等の帰宅旅費

# □特定支出控除の改正

平成24年度税制改正によって、特定支出控除 に関して、加算額の計算方法と特定支出の範囲 の改正が行われました。

なお、この改正は、平成25年分以後の所得税 について適用されます。

# □加算額の計算方法の改正

その年中の特定支出の額の合計額が、次の金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、 その超える部分の金額を給与所得控除額に加算 することとされました。

- ① その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合には、その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ② その年中の給与等の収入金額が1,500万円を 超える場合には、125万円

#### □特定支出の範囲の改正

次の支出について、特定支出の範囲に加える こととされました。

- ① 弁護士、税理士などの資格取得費
- ② 次の職務関連支出(支出額が65万円を超える場合には、65万円)
  - (a) 書籍等の図書費、制服等の衣服費
  - (b) 交際費等